

令和4年5月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和4年5月10日(火) 午前 9時30分から 10時25分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長	17番	渡邊 万里
委員	2番	望月 英俊
	3番	田村 英俊
	4番	高井 修一
	5番	谷津倉 寛
	6番	笹古 時男
	7番	渡邊 武敏
	8番	近藤 敏男
	10番	新舟 進
	11番	長尾 忠
	12番	佐野 隆洋
	13番	佐藤 正職
	14番	渡邊 哲史
	15番	太田 篤子
	16番	安藤 公男
	18番	後藤 環
	19番	荻田 丈仁

4.欠席委員

農業委員会会長職務代理者	1番	望月 稔
委員	9番	鈴木 一孝

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長	古谷 隆明
統括主幹	深澤 公保
主幹	野村 昌寛
主査	武内 清高
主査	太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め7番渡邊 武敏君、8番近藤 敏男君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第16号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第25号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計6件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第16号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
鷹岡地区15番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ鷹岡地区15番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局 担当の望月委員が本日体調不良により欠席となります。報告内容については、FAXでいただいておりますので、事務局から説明させていただきます。

申請地は、富士北郵便局から東に150mほど行った交差点を南に200mほど進み、変形した交差点を南に10mほど進んだところから東に入ったところにあります。譲受人は、富士宮市の浅間神社の近くでテイクアウトの店を経営しており、食材を自分の手で作りたいとの思いで今回の申請に至ったとことです。農業経験が数年程度と不慣れなため、詳しい人を雇用して分からないことはお願いしているとのことです。現地を確認したところ、地目は田ですが畑として利用されており、畑全体にイチジクの木が植えられていました。今年は少し収穫ができるとのことです。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 鷹岡地区15番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区15番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に岩松地区16番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ岩松地区16番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、JR東海道本線と県道水神田子の浦港線の交差するところから南東に200mほどのところにあります。譲受人は、水稻を中心に営農を行うかたわら、周辺農家の作業受託を行っております。現地を確認したところ、周辺は水田であり、周辺農地への影響は少ないと考えられます。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 岩松地区16番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
岩松地区16番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に大淵地区17番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ大淵地区17番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、県立吉原林間学園から北に200mほどのところにあります。株式会社タカキューの本社の東側です。譲渡人は沼津市に在住しており、相続により取得しましたが、父親の代から耕作は近隣の方に任せていたとのこと。譲受人はおじいさんについて農業を学び、現在北側に隣接する畑で香花を作っています。現地を確認したところ、数年管理がされていないためか、山菜が生える状態となっていました。譲受人が現地にいるときに、隣で譲受人が耕作を行っていたことから、遠くて管理が難しいことを伝え、もらってほしいとお願いしたとのこと。譲受人は若く、しっかりとした農業を行っており、何ら問題ないかと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大淵地区17番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区17番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に北部地区18番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ北部地区18番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、青葉台小学校のところを北に進み、新東名高速道路の南側の側道を東に50mほどのところと、300mほどのところの2ヶ所となります。譲渡人はお二人とも農業を行っていらっしゃいますが、高齢のため、農地の一部を譲渡して譲受人の独立を応援したいとのことです。譲受人はお二人のお子さんで、現在は一緒に農業を行っていますが、申請地を譲り受けて独立した農業経営を行いたいとのことです。現地を確認したところ、畑として管理されており、周辺も同様の畑の地域でした。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 北部地区18番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
北部地区18番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に吉永地区19番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ吉永地区19番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、原田にあるパチンコ屋さんから富士見台の南幹線へ抜ける道を100mほど進んだところにあります。以前から譲受人が借り受けて耕作を行っていましたが、自己所有農地として農業を行うため、売買を行いたいとのことです。譲受人は40代と若く、お勤めもされているので、主な管理は親御さんが行うとのことです。周辺は一部に耕作放棄地が見られる地域ですが、本人はやる気になっているようですので問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区19番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区19番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に吉永地区20番、21番、22番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ吉永地区20番、7ページ吉永地区21番22番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、富士市中央消防署吉永分署から西に200mほどのところにあります。この場所は以前に埋め立て等で問題となった場所です。周辺は水田で、その土地所有者との和解が成立しています。譲受人は申請地の西側で耕作を行っており、今回3人の譲渡人から購入し、果樹園としての再生を行いたいとのことです。現地を確認したところ、すぐに出荷できる品質になるかは疑問でしたので、本人に確認したところ、周辺よりもかなり高く土を盛ってしまっていることから、まず排水関係をしっかりしてから果樹を植えたいとのことでした。譲受人は別に仕事をされていますが、そちらは人に任せて、自分はこちらの事業を行いたいとのことです。きちんと出荷できるような果樹園に再生できるかは正直疑問な部分ではありますが、周辺に迷惑をかけないよう、排水等の対策を行うとのことですので、許可しても問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区20番、21番、22番についてご質問ございませんか。
委員(質問者)	申請地は盛土となっている場所だと思うのですが、現状のままで使用していくということなのでしょうか。

事務局	盛土の除去などは行わず、現状のまま使用する予定です。果樹を植える部分に排水路を作る計画となっています。現在は耕作せず、ただ草刈り等の管理だけを行っている状態であり、土地所有者も高齢になって管理が難しくなってきたことから、譲受人に所有権をまとめ、管理していくために申請を行ったとのことです。
委員(報告者)	申請地の西側が譲受人の農地で、そこは申請地より低くなっています。そこらには排水パイプが設置されており、道路沿いの水路に排出されるようになっているため、そこに盛土部分の排水路を繋げるようにするとのことです。
委員(質問者)	申請地は以前に地域で問題になった場所だと思うのですが、利用にあたって、盛土の高さを下げるなどの指導は今後予定されているのでしょうか。
事務局	盛土を行ったという経緯は10年くらい前にあったかと思いますが、それについては決着していますので、現状のまま使用するというのであれば問題ないかと思います。
委員(質問者)	そのまま使用するという点について、地域の人は納得しているということでしょうか。
事務局	南側に隣接する農地の所有者については、譲受人から今回の所有権移転の話をして承諾を得ているとの報告をいただいています。
委員(報告者)	譲受人に確認したところ、申請地を試験的に掘って土の状態を確認し、写真を撮って提出しているとのことでした。
事務局	追加資料として、排水路の計画図面などが提出されており、その中に土の状態の説明とともに掘った写真が添付されています。
委員(質問者)	盛土にはどのような土が使われているのでしょうか。果樹が十分生育できる状態なののでしょうか。
会長	私も現地を知っているのですが、はっきり言わせていただければ、生育するには時間がかかるのではないかと思われる状態の土です。
委員(質問者)	盛土というのはどのくらいの高さになっているのでしょうか。
委員(報告者)	高さとしては2mくらいあると思われます。
会長	近くの道路から見るとかなり高く感じるかもしれません。
委員(報告者)	周辺は水田で道路面より低く、そこに盛った状態であるため、離れたところから見るとすごく高い印象になるかと思います。

委員(質問者)	果樹を植えたとしても、きちんと育つのでしょうか。
会長	気候は良いと思いますが、やはり土の状態によるかと思います。
委員(報告者)	本人もそのあたりは承知しており、隣地との境界に配慮しながら進めていきたいとのことでした。
会長	大淵地区でも似たようなところがあったかと思いますが、植えてから生育するのに時間を要するのではないかとと思われる状態の土です。
事務局	この盛土が原因で申請地の南西側の田んぼに水が行かなくなったため、その解決として井戸が掘られています。ポンプの電気代などを盛土部分の所有者が連帯して負担しており、その取りまとめを譲受人が行っています。このまま複数人で持っているよりは、譲受人がまとめて所有している方が良いのではないかということで申請に至ったとのことでした。
委員(質問者)	果樹が上手くいかなかった場合に、他に利用されるということはないのでしょうか。
委員(報告者)	本人に話を聞いたところ、何とかして果樹園としての再生を行いたいということでしたので、他の作物への転換を行うということについては話をしていません。
委員(質問者)	申請地は市街化調整区域でしょうか。
委員(報告者)	その通りです。
委員(質問者)	これだけの広い面積ですので、老人施設などを建設するなどの可能性はないのでしょうか。
事務局	申請地は農用地区域内の農地(青地)ですので、農業以外の利用は原則不可となります。
委員(質問者)	それでは、農地としてしか利用できないということでしょうか。
事務局	その通りです。何の作物を作るのかについては、経営上の判断となりますので、果樹ではなく、野菜類を育てることとなっても問題ありません。
委員(質問者)	分かりました。
会長	他にご質問等ございませんか。 (質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
吉永地区20番、21番、22番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長 次に、議案8ページの議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
伝法地区13番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案8ページ伝法地区13番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は東名高速道路の富士インターチェンジの少し北にあります。譲渡人は自営業の方で、農業を行うことが困難であり、申請地は現在更地の状態となっています。譲受人は申請地の南側を会社敷地としている法人です。会社の駐車場にするために転用したいとの申請です。申請地は、北側に農地がありますが段差があり、東側と西側は道路、南側は会社敷地となっているため、周辺農地への影響は無いと思われます。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 伝法地区13番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
伝法地区13番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に大淵地区14番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案8ページ大淵地区14番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局	<p>本案件は過去の経緯の説明とあわせて事務局から説明させていただきます。左上をホチキス留めしたA4縦の資料をご覧ください。申請地は大淵の中野の交差点から南東に1kmほどのところある農用地区域内の農地(青地)となります。次のページをご覧ください。写真のように太陽光パネルの下で農業を行う営農型太陽光発電事業、ソーラーシェアリングと言われるものを行っています。この現場では、サカキを育てています。青地の中での農地転用は原則不許可なのですが、この事業は例外として一時的な転用として認められています。認められているというよりは、売電を補助的な収入とすることで農業の継続と、カーボンニュートラルの達成を目指すために国で推進されています。ただし、何でも認められるものではなく、静岡県の統一基準として作物の平均的な収量を定めており、その80%を超える収量を確保する農業を行わなければ、パネルを撤去しなければならないというルールが定められています。それを3年ごとに更新するため、農業委員会において審議を行うこととなっています。次のページをご覧ください。毎年2月にこの事業を行う者に農業委員会への報告が義務付けられていますが、今年の報告がこちらになります。地域の平均的な単収という部分に静岡県の統一基準を入れていますが、サカキについては10アールあたり7,500本とされています。この80%以上を確保しなければならないのですが、令和4年の報告では300本と5%にも到達していない状況です。次ページ以降をご覧ください。今後も引き続きサカキを育てていくというスケジュールと、サカキで大丈夫であるという意見書が添付されています。現状平均の5%しか収穫できていませんが、引き続きサカキを育てる事業を認めるかどうかについてご審議いただくものとなります。大淵の委員さんから補足があればお願いいたします。</p>
委員(意見者)	<p>現地を確認しましたが、やはりパネルの下は育ちが悪く思いました。パネルで雨が当たらないためホコリがたちやすい一方、排水は悪い状態でした。</p>
委員(意見者)	<p>以前に皆さんに見ていただいたときよりは成長しており、腰より高いくらいになっていて、何本かは収穫されているようでした。ヒサカキの方が育ちがよいので向いていると思いますが、他の作物を植えるよりはいいのではないかと思います。</p>
会長	<p>本数的にはあのくらいで植えるのがいいのでしょうか。</p>
委員(意見者)	<p>土が露出している部分はなく、それなりに植えられている状態でした。</p>
会長	<p>3年で腰くらいの高さというのは、十分育っていると言えるのでしょうか。</p>
委員(意見者)	<p>収穫したサカキは芯の部分の部分を切って上の部分を収穫しただけで、切ったところからまた出てはいますが少し伸びているだけです。日陰のためか、細くてヒョロヒョロした感じです。</p>
委員(意見者)	<p>秋になってどれくらい成長しているかを継続して見ていく必要があるかと思えます。</p>
会長	<p>見ただ目で肥堆管理はしているようですか。</p>
委員(意見者)	<p>雑草が生えていませんでしたので、管理はしているようです。耕耘機があり、パネルの足の部分とサカキの間の部分はそれを使って耕しているようでした。</p>

会長	以前の説明では、従業員の方がこの近くに住んで作業にあたるということでしたが、いかがでしょうか。
委員(意見者)	現地確認を行ったのが日曜日だったためか、作業を行っている方はいらっしゃいませんでした。本サカキは伸びが悪いため、一回切ると3～5年は次の収穫が難しいと思います。アクシバであれば2年くらいで収穫できるのではないかと思います。
会長	色々なところで営農型太陽光事業の作物にサカキが選ばれていますが、それが合うことから選ばれているということなののでしょうか。
委員(意見者)	ヒサカキの方が成長が早く、収穫量も多いことから、こちらをサカキとして出荷することがあります。本サカキは玉串などに使用される成長がゆっくりな植物です。
会長	事務局から説明があったように、更新のため再度の許可申請がされており、先ほどからお話をさせていただいていますが、もしよろしければ、来月の委員会に申請者の方に来ていただき、今後の方針などの細かい部分を皆さんと一緒に確認させていただいた上で審議するというのはいかがでしょうか。
委員(意見者)	もう少し見守っていてもいいのではないかと思います。
委員(意見者)	平均的な単収とされている10アールあたり7,500本というのは、通常の状態でも3年でそれだけの収穫ができるかどうかと思います。もう少し長いスパンで見る必要があり、すぐに結果を出すというのは難しいのではないかと思います。
会長	県でも色々なことを検討してこの数字を出していると思います。前回の許可から3年が経過し、同じ作物を作っている人から見てもきちんとやっていると思えるのであれば、継続の許可をすることに問題ありませんが、一度収穫すると数年は次の収穫ができないのではないかとということであれば、作物の変更も含めて改めて事業計画について聞き取りを行う機会を設けたいと思いますがいかがでしょうか。
事務局	委員の皆さんの合意ということであれば、今月の議案については許可保留とし、来月の委員会の際に事業者に来ていただくように手配します。
会長	それでは、今月は許可保留とし、来月の委員会に事業者も出席していただき、事業計画などを聞き取った上で改めて議論を行うということでもよろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
	それでは、今月は許可保留とし、来月事業者出席の上で改めて審議を行います。
会長	次に大淵地区15番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案8ページ大淵地区15番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	申請地は、大淵第二小学校から東に700mくらいのところにあります。この場所は、以前残土の不法投棄が行われ、山になっていたところですが、市の指導により解消し、現在は北側の道路の高さで整地されています。その際に除去した土砂を道を南に行ったところにある、以前山林への非農地が許可された場所に処分する予定なのですが、道幅が狭いため対向車とすれ違えない状態です。そのため、この事業を請け負った事業者が受人となって、農地の一部を車両の待避所として3年間の一時転用を行いたいとの申請です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願ひます。
事務局	本案件は、農用地区域内の農地(青地)です。通常であれば青地の中での農地転用は原則不許可なのですが、本案件は、3年以内で農地の復旧を行う一時的な転用であり、これについては転用の基準の中で例外として認められているものであります。したがって、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区15番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区15番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に吉永地区16番について、事務局から説明願ひます。
事務局	(事務局議案9ページ吉永地区16番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、吉原北中学校のグラウンドのすぐ北側で、新東名高速道路の側道沿いにあります。譲渡人と譲受人の一人は親子で、もう一人はその配偶者です。分家住宅を建てたいとの申請です。現地を確認したところ、申請地南側は譲渡人が管理する畑で、香花の苗が植えられていました。すぐ隣に譲渡人の別のお子さんの分家住宅が建っており、接道などの住宅を建てる要件については問題ないようです。青地の除外は完了しているとのことですので、何ら問題ないかと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願ひます。
事務局	本案件は、先ほど委員からお話があったように農用地区域の農地(青地)でしたが、除外の手続きが完了しており、現在は生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区16番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
吉永地区16番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長 次に、議案10ページの議第18号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予について、審議をお願いします。
北部地区1番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案10ページ北部地区1番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、JAふじ伊豆富士北支店をから少し南に行き、富士見台の方に行く道を200mくらい進んだところにあります。相続人は以前から農業に従事しており、今回相続した農地で引き続き農業経営を行うので、相続税の納税猶予を受けたいとこのことで申請を行っています。現地を確認したところ、畑できれいに管理されていました。引き続き農業経営を行うということですの何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。

会長 北部地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
北部地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予の審議を終わります。

会長 次に議案11ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局 はじめに議案11ページをご覧ください。
報第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届出を行えば賃貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数1件。
次に議案12ページをご覧ください。
報第24号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数7件。
次に議案14ページをご覧ください。
報第25号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、支障なかったことをご報告いたします。件数1件。
今月の報告案件については以上です。

会長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和4年5月10日

農業委員会会長

同委員

同委員